

青梅市の地域性および特性に即した学校施設の
あり方について(中間報告)

【抜粋】

令和7(2025)年

2月

青梅市立学校施設のあり方審議会

第4章 次年度以降の審議について

次年度以降の審議については、学校施設の再編を検討する上で、より具体的な議論をするため、市域を複数の地区に分けて議論を行うこととなる。

地区割りについては当初の4つの地区割りから協議の結果、中学校区を基本とする6つの地区割りとした。また、次年度以降の流れについて、ロードマップを示し、協議を進めていくこととした。

I 前提条件(方向性)

前章の内容にて議論を行い、賛否はあったものの、教育的観点からも子どもたちのことを第一に考え、「序章 Ⅲ前提条件」に記載された各種計画が大前提となることについて、一定の理解を得ることができた。この前提条件をもとに、次期審議会では地域固有の意見等を集約し、答申に向けた調整を行うこととする。なお、地域からの意見集約の方法については次項以降に記載する。

II 地区割りについて

1 考え方

既存の中学校区を基本として、地理的要因や過去から学校施設数が拡大した経緯等を踏まえた地区割りとしている。

2 地区割り

地区および学校区に含まれる小・中学校は以下のとおりである。

地区名	西部	北部	中央部	南部	東部1	東部2
小学校区	第五小学校 第六小学校	第七小学校 成木小学校	第一小学校 第四小学校 吹上小学校	第二小学校 友田小学校	河辺小学校 霞台小学校 若草小学校	第三小学校 新町小学校 今井小学校 藤橋小学校
中学校区	西中学校	第六中学校 第七中学校	第一中学校 吹上中学校	第二中学校	霞台中学校 泉中学校	第三中学校 新町中学校

(1) 各地区の再編案等の協議

各地区の再編案について協議を行う。ここでの再編案については地区毎に一つの案に絞るのではなく、複数の案を地域へ提示する形として協議する。

なお、協議を行う上で、重要となる、小中一貫教育等における教育委員会の方針を示すよう、教育委員会に要望している。

(2) 地域からの意見聴取

各地区の再編案について、各地区内小・中学校の学校運営協議会委員を一堂に集める場を設けて、事務局より説明を行う。そこで、地域の課題等について聴取を行い、その結果を事務局から審議会に報告する。

(3) 地域からの意見集約

審議会は各学校運営協議会委員から出された再編案の課題等について、市全体を総括して協議する。また、学校運営協議会委員から地区を跨ぐような意見や、提示した再編案とは別の再編案が出された場合、前述と同様に市全体を総括して協議し、必要と認めれば、再編案の修正について協議する。

(4) 答申についての協議

すべての地区での学校運営協議会委員からの意見をもとに審議会で十分協議し、答申内容について検討を行う。

答申については、単に再編案の提示のみならず、付帯事項として再編にあたっての留意事項等についても掲示する。